

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

(1) 地域における地震・津波等災害防災対策を着実に推進するため、地震・津波被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 地震・津波等の災害に対する研究・観測体制の充実を図るとともに、発生が予測されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、被害想定を各都市自治体に示すこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所の確保、避難路の整備、地域レベルでの津波避難計画の作成等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。

(4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業、住宅、医療機関及び福祉施設等の高台移転並びに高台開発に係る財政措置を拡充すること。

(5) 企業、住宅及び公共施設等の高台あるいは内陸移転について、土地利用の規制緩和を行うこと。

また、防災避難広場や津波避難タワー等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(6) 防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、庁舎、公民館等の公共施設及び地域コミュニティ施設の耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。

また、甚大な被害をもたらす最大規模のレベル2の地震・津波の対応を基本とした公共施設整備のガイドラインを示すこと。

(7) 液状化の事前対策を推進するため、公共施設や街区等の大規模敷地だけではなく、民間建築物へ液状化対策の対象範囲を拡大すること。

また、液状化被害による地籍の混乱に対し、筆界の確定を円滑に行えるよう必要な措置を講じること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費の財政措置を拡充するとともに、国や消防機関等の無線局と同様に電波利用料を全額免除すること。

また、住民等からの情報が入りにくい地域における災害を早期に発見し、周知することができる情報収集システムを整備すること。

(2) 自主防災組織の育成・活性化を図るための支援措置を講じること。

また、地区防災計画制度による地域の特性に応じた防災計画づくりが促進されるよう支援措置の充実を図ること。

(3) 火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

(4) 局地的な豪雨等の気象情報を、より詳細に予測・観測できるシステムの整備促進を図り、気象観測体制を充実強化すること。

また、特別警報の発表については、住民が適切な避難行動を行えるよう、県単位ではなく市町村単位で行うことや、発表時期について検討を加えること。

(5) 帰宅困難者対策について、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、国が主体となって一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの整備並びに代替輸送手段の確保を行うこと。

また、一時滞在施設における事故等について、国が補償する姿勢を明確化すること。

さらに、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

- (6) 大規模災害発生時には、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに行政サービスを早期に再開する必要があることから、業務継続体制の強化に係る支援措置を講じること。
- (7) 緊急防災・減災事業債について、永続的な実施を図るとともに、対象事業及び財政措置を拡充すること。
- (8) 地震等の発生により想定される甚大な被害に対し、適切な支援活動の展開が可能となるよう、基幹的広域防災拠点等の設置箇所を増加させ早急に整備すること。
- (9) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。

3. 土砂災害対策の推進について

- (1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させるために必要な支援や都市自治体の実施する避難所等の防災体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、避難勧告の発令等に必要な情報伝達体制を整備すること。
また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るなど、早期に防災対策を実施するとともに、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

4. 河川等における治水事業の推進について

- (1) 気候変動等で多発している大規模水害及び局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化するとともに、河川等の抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設の整備や未整備区間の整備を促進すること。
また、河川管理施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進するとともに、流下能力の向上等に必要な河川改修や内水対策など予防的な治水対策を講じること。

- (2) 都市自治体が管理する河川の改修、河川管理施設の整備及び内水等による浸水被害対策について、支援制度の拡充など必要な財政措置を講じること。
- (3) 民間施設への雨水貯留施設の設置を促進させるため、事業者に対する必要な支援策を講じること。

5. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 大規模災害発生時における救援活動、復興支援等に対する総合的な対策を確立するとともに、国は地方との連携強化に努めること。
また、都市自治体を越えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を整備するとともに、避難路整備拡充等、避難に係る経費に対し財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活環境の向上のため、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけるとともに、支援活動に対し財政措置を講じること。
また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大すること。
さらに、市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。
- (4) 罹災証明書の遅滞ない交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者支援システムの導入等に係る財政措置を講じること。
また、被災証明書の円滑な発行のために必要な措置を講じること。
- (5) 大規模地震に伴い必要となる市町村管理の公共基準点の改定に対し、財政措置を講じること。

6. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化、消防の広域化、消防庁舎の建替え、高機能消防指令センターの整備、消防車両及び救助活動用資機材の整備等、消防力強化に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度までの登録目標数を6,000隊に増隊することとされた緊急消防援助隊については、地元での災害対応に支障が生じることのないよう、増隊に係る十分な財政措置を講じること。
- (3) 常備消防費及び救急業務費等を含む地方交付税の消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。
- (4) 消防団活動への支援として、適切な報酬及び費用弁償の支給、消防団員の安全確保のための装備の充実、消防団器具置場の建替え等、機動力強化に関わる財政措置を講じるとともに、消防団協力事業所の増加に資する対策を講じること。
また、消防団員の処遇改善に係る交付税の算定に当たっては、消防団員数等を考慮して補正を行うなど、実態に即した額となるよう算定方法の改善を行うこと。
- (5) 消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが同一であることから、消防団員等が迅速な避難行動支援に着手できるよう、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを行うこと。